

# 身体的拘束等の適正化の指針

株式会社ハートケア港

## 1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、能力や権利を奪うことにつながる行為そして本人の尊厳を侵害し身体的・精神的な弊害になります。「全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある」身体拘束の適正化に取り組んでまいります。

### (1) 身体拘束禁止の条文

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

## 2. 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束等の適正化を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。

・身体拘束委員会の責任者：株式会社ハートケア港 長谷川恵美

・委員会の開催：12月に1回。その他必要な都度開催する。

## 3. 身体拘束等適正化の研修

・年1回

#### 4. 身体拘束等の方策に関する基本方針

介護支援専門員としては、主治医・多職種からの意見を求めるとともに下記の内容について共有する。

##### (1) 緊急委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として担当者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性に3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認する。

##### (2) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束を行う場合には、書面に添って詳細に説明し十分な理解が得られるように努める。（別紙）

##### (3) 記録と再検討

身体拘束に関する記録書式（神奈川県）を用いる。

再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。

##### (4) 【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

①徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

②転落ないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。

③自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。

④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。

⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように

手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、安全ベルト（Y字型拘束帯や腰ベルト）車いすテーブルをつける。

⑦立ち上がる能力のある人に、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

⑧脱衣やオムツ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を使用する。

⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。

⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」平成 13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

#### 附則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。